

## 「わかやまノーレジ袋推進協議会」規約

(名称)

第1条 この協議会は、わかやまノーレジ袋推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、従来の社会システムから循環型社会形成に向けた社会システムを構築するため、事業者、消費者及び行政が一体となってレジ袋の排出抑制へ取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レジ袋の排出抑制に関する検討及び協議
- (2) レジ袋の排出抑制に関する広報及び啓発
- (3) 協議会の会員相互の連絡調整
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別に定める団体及び機関等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び委員を置く。
- 3 委員は、構成団体の代表者とする。
- 4 会長は、委員が互選する。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 委員以外に、当協議会の目的に賛同し、事業を支援する事業者として「賛同事業者」を置く。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、第3条の事業を遂行するために、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に置く。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。